

第2回有識者会議における各委員からの意見及び修正案等

番	項目	委員	意見	修正等の考え方	修正案等
1	「撮影された画像等の提供の制限」について (第2-7関係)	横田委員	<p>修正案に直接というわけではないが、例えば杉並区の条例では、自分が映っているという場合には、その映っている部分については、閲覧をできるだけさせるよう配慮すべきという条項がある。</p> <p>それは個人情報保護法上当然に認められる権利だと思うが、そういったことも、映された者の権利として認められるということ、盛り込んだ方が分かり易いと思う。</p>	<p>原案のままとする。</p> <p>第2-7「撮影された画像等の提供の制限」では、まず原則として(1)で、画像の目的外利用や第三者へ閲覧させたり、提供したりすることを禁止しており、その例外を列挙している中で、オの部分において「本人の同意がある場合又は本人に提供する場合」を記載している。</p> <p>本人からの開示請求に対し画像提供を行うことは、同部分で記載済みであり、さらに強調して記載する必要も特になくと思われることから、原案のままとする。</p> <p>なお、撮影された画像が、特定の個人を識別することが可能な場合は、当該画像は個人情報に該当し、個人情報保護法が適用されることとなり、本人からの開示請求に基づき、画像を開示しなければならないとされている。</p> <p>また、本ガイドライン第2-12においても、同法に基づく画像の適正な管理について記載している。</p>	<p>第2-7 撮影された画像等の提供の制限</p> <p>(1) 県民等のプライバシー保護のため、次の場合を除き、設置者等、管理責任者及び操作取扱者が、撮影された画像を設置目的以外に利用することや、第三者に閲覧させたり、提供したりすることを禁止することとします。なお、第三者に画像を提供する場合は、できるだけ関連する部分に限って提供することとします。</p> <p>オ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合 この場合でも、画像に記録されている他の人の画像や住居の様子等が見えないよう、マスキング処理を行うなど配慮し、プライバシーを侵害することがないように、細心の注意が求められます。</p> <p>12 個人情報保護法の遵守</p> <p>防犯カメラに記録された画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報に該当し、個人情報の保護に関する法律により保護の対象となります。よって、設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、個人情報を取り扱う場合には、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取り扱うこととします。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】 個人情報保護法(抜粋)</p> <p>第25条(開示) 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 三 他の法令に違反することとなる場合 <p>2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人情報の全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】 杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例(平成16年7月1日施行)</p> <p>第6条(防犯カメラ取扱者の義務等)</p> <p>5 防犯カメラ取扱者は、本人から、当該本人が識別される画像の開示を求められたときは、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない。</p> </div>

番	項目	委員	意見	修正の考え方	修正案等
2	「保守点検等」について (第2-9)	三瓶委員	保守点検等の項目について、防犯カメラが普及する中、せっかく設置したのに、故障等により画像が取り出せなかったというような事例が出てくると思う。 本文では、「定期的な保守点検」と記載しているが、これを、日常点検的な意味も含めて、もっとしっかり管理していただくような文言を加えては如何か。	意見を踏まえて、文言を修正する。 委員意見のとおり、故障や故障によるデータ流出等のリスクを避けるためにも、できるだけこまめに保守点検を行うことが望ましい。 よって、定期的な保守点検のほかに、「日常的な点検に加えて」の文言を加えることとする。	9 保守点検等 設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの機能維持のため、 <u>日常的な点検に加えて</u> 、定期的に保守点検を行うこととします。 また、パソコンで防犯カメラの画像を取り扱う場合は、最新のウイルス対策ソフトを導入するなどセキュリティ対策に十分な配慮をする必要があります。
3	「カメラ設置の届出の義務づけ」について (対応部分無し)	横田委員	杉並の条例では、ある程度人が集まるような場所、公衆にカメラを設置する場合には、設置したことや設置基準を自治体に届け出る制度となっている。 当県でも、どこまでやるかの議論はあると思うが、ある程度人が集まるような場所にカメラを設置する場合には、カメラを設置したことや設置基準を設けた旨を自治体が把握できるような体制があった方が望ましいと考える。	原案のままとする。 本ガイドラインは、設置者等に対し、プライバシーの保護に配慮した防犯カメラの適正な設置・運用についての理解と協力を呼び掛ける趣旨のものであり、県民に届出を義務付けることはガイドラインに馴染まないと考えられること等から、原案のままとする。	【参考】 杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例(平成16年7月1日施行) 第4条(設置利用基準の届出) 次に掲げるものが、道路、公園その他規則で定める多数の者が来集する場所に防犯カメラを設置しようとする場合には、規則で定めるところにより、防犯対象区域その他の防犯カメラの設置及び利用に関する基準を定め、これを区長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。 1 杉並区 2 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づく振興組合及び振興組合連合会並びに中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく商店街協同組合 3 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体 4 その他規則で定めるもの
4	「設置者等の責務」について (第2-5関係)	佐藤委員	「5 設置者等の責務」の中で、(1)から(4)までの表現があいまいに感じる。例えば「内部規程を設ける」などの踏み込んだ規定にしてはどうか。	原案のままとする。 本文第2-5「設置者等の責務」の(1)から(4)の各項目は以後の各項目で具体的に記載されている。 (1)は、「6 撮影された画像等の適正な管理」に、 (2)は、「7 撮影された画像等の提供の制限」に、 (3)は、「10 問い合わせ・苦情等への対応」に、 (4)の「必要な措置」とは、運用規程の作成等が挙げられるが、その内容は「第3 運用規程の作成と適切な運用」に、それぞれ明記されている。 よって、原案のままとする。	5 設置者等の責務 設置者等及び管理責任者は、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守ることとします。 (1) 撮影された画像を適正に保存し、管理すること。 (2) 撮影された画像の利用や提供を制限すること。 (3) 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。 (4) その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。 第3 運用規程の作成と適切な運用 設置者等又は管理責任者は、このガイドラインに基づき、防犯カメラの設置・運用を適正に行うため、設置目的や運用形態に合わせ、次の事項を盛り込んだ設置・運用要領を定めることとします。 ※ 巻末に設置・運用要領の参考例を掲載しています。 ① 設置目的 ② 設置場所、設置台数、撮影範囲、設置の表示 ③ 管理責任者等の指定 ④ 保管場所、保存期間等画像の管理 ⑤ 画像の利用及び提供の制限 ⑥ 保守点検 ⑦ 問い合わせ、苦情等への対応 このガイドラインは、防犯カメラの有用性とプライバシー保護との調和を図るため配慮していただきたい基本的事項をまとめたものです。 実際の設置・運用に当たっては、このガイドラインを参考にされるとともに、必要に応じ有識者等に意見を求めるなどして、それぞれの設置目的や運用形態に合わせた設置・運用要領を定め、組織内等で周知を図り、適正な取扱いに努めてください。

番	項目	委員	意見	修正の考え方	修正案等
5	「顔認証システムを始めとしたプライバシー侵害の危険性の高い最新システム使用禁止」について (対応部分無し)	横田委員	<p>どんなカメラでも付けて良いというのではなく、最近では技術の発展により、顔認証などで、その日、誰がそこにいたかが分かるような状況になっている。</p> <p>これは非常にプライバシーの侵害の危険性が高いと言えるので、こういったものは設置してはいけないというような踏み込んだ内容を盛りこむことも検討願いたい。</p>	<p>【第1案】 原案のままとする。 「顔認証システム」や「ナンバー読取システム」は防犯カメラ本体や、カメラの設置・運用等に関する問題ではなく、撮影した画像を、関連したアプリケーションソフト等で分析・活用する、いわゆる二次的な利用にあたる。 本ガイドラインは、設置者等に対し、プライバシーの保護に配慮した防犯カメラの適正な設置・運用についての理解と協力を呼び掛ける趣旨のものである。 よって、撮影した画像データを、二次的に、最新のシステムにより分析・活用することに関して、本ガイドラインで規制することは妥当でないと考える。 なお、画像の不必要な複写や加工の禁止は、第2-6「撮影された画像の適正な管理」に記載されている。</p> <p>【第2案】 第2-6「撮影された画像等の適正な管理」(2)の保存した画像の複写・加工の禁止の部分に、例示として「顔認証システム等を導入する場合は、設置目的以外で同システムを利用した画像の加工等を行わない」旨を記載する。 「顔認証システム」を始めとした、カメラの画像を利用した分析技術の進歩が著しい一方、プライバシー侵害への懸念も高まりつつある。 よって、顔認証等の最新のシステムを導入する場合は、その設置目的以外で画像の加工等を行わない旨を記載する。</p>	<p>6 撮影された画像等の適正な管理 画像のデジタル化や記録媒体の小型化、大容量化が進み、画像の複写や持ち出しが容易になっていることから、安全管理対策が重要です。そこで、設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、画像等の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止するため、次の事項に留意して必要な措置を講じることとします。</p> <p>(2) 保存した画像の不必要な複写や加工を行わないこと。 また、ビデオテープやDVD等の記録用媒体は施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出し・転送ができない措置をとること。</p> <p>【参考】 「顔認証(顔認識)システムについて」(Wikipedia より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監視(防犯)カメラのデジタル画像から、人を自動的に識別するためのコンピュータ用のアプリケーションである。画像内の顔と思われる部分を抜き出し、顔面画像データベースと比較することで識別を行う。 一般にセキュリティシステムのために使われ、指紋認証システムや目の虹彩認証システムなど、他の生体認証と対比できる。 ○ 顔認識の新たな利用方法がいくつか開発されようとしている。例えば、ATMでのセキュリティに使うことが検討されている。つまり、キャッシュカードと暗証番号の代わりにATMが顔の画像を撮影し、データベース上の顔の画像と照合するのである。同様の考え方は、インターネット上の各種サイトへのログインにも応用できる。 ○ 全国約100店舗を数える丸善ジュンク堂書店全店舗で顔認識システムが導入される見通し。万引きした可能性のある客の顔データをデータベースに登録し、来店すれば検知する。店内には「防犯カメラ作動中」と告知はしているものの、顔認識機能があることは告知していない。これに対し、プライバシー問題に詳しい弁護士の森亮二は「特定の個人を追跡する機能をもつ顔認識システムの方が肖像権やプライバシー侵害の度合いが強く、両者は区別する必要がある。顔認識システムを採用していることを明記し、嫌だと感じた人はその店を利用しないで済むようにするなど、透明性を確保することが大事だ」と言及した。丸善ジュンク堂は、その後、表示の変更を検討するとの見解を表明した。 <p>6 撮影された画像等の適正な管理 画像のデジタル化や記録媒体の小型化、大容量化が進み、画像の複写や持ち出しが容易になっていることから、安全管理対策が重要です。そこで、設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、画像等の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止するため、次の事項に留意して必要な措置を講じることとします。</p> <p>(2) 保存した画像の不必要な複写や加工を行わないこと。 また、ビデオテープやDVD等の記録用媒体は施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出し・転送ができない措置をとること。 <u>※ 例えば、防犯カメラ設置に際し、不審者を検知するための顔認証システム等を導入する場合には、設置目的以外に同システムを使用した画像の加工等を行わないこととします。</u></p>